

# 住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 住所  
氏名

印

所在地	笠間市
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	m <sup>2</sup> (1階 m <sup>2</sup> 、2階 m <sup>2</sup> 、他 m <sup>2</sup> )
構造	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工事費用の総額 (ロ)(a)の場合に記入)	
売買価格 (ロ)(a)の場合に記入)	

〈 備考 〉

- 1 { } 中は、(イ) 又は (ロ) のうち該当するものを○印で囲み、(イ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) から (f) のうち該当するものを○印で囲み、(ロ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) 又は (b) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(イ) (b)、(d) 又は (f) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(イ) (a)、(c) 又は (e) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、上記 (イ) (b)、(d) 若しくは (f) 又は (ロ) を○印で囲んだ場合に限り、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「申請者の居住」の欄は、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「構造」の欄は、建築後20年超25年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記載された構造を記載すること。
- 7 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1) を○印で囲むこと。
- 8 「工事費用の総額」の欄は、(ロ) (a) を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工場の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 9 「売買価格」の欄は、(ロ) (a) を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

# 住宅用家屋証明書について

## 1 家屋の要件

### (1) 共通要件

- ・ 個人が自己の居住の用に供する家屋
- ・ 取得原因が、売買または競落によるもの
- ・ 床面積が50㎡以上の家屋
- ・ 併用住宅の場合、住宅部分の床面積が家屋の全体床面積の90%を超える家屋
- ・ 区分所有家屋の場合、建築基準法上の耐火または準耐火建築物もしくは低層集合住宅

### (2) 個別要件

#### 【新築家屋】

- ・ 建築後1年以内の家屋

#### 【建築後使用されたことのない家屋】

- ・ 取得後1年以内の家屋

#### 【建築後使用されたことのある家屋】

- ・ 取得後1年以内の家屋
- ・ 取得の日以前20年以内（家屋の構造が、石造、れんが造、コンクリート造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は、25年以内）の家屋または現行の耐震基準に適合する家屋

## 2 添付書類

### (1) 基本書類

#### 【新築家屋】

- 確認済証、検査済証のいずれか（写し）
- 登記完了証、登記申請書、登記事項証明書、登記済証のいずれか（写し）

#### 【建築後使用されたことのない家屋】

- 確認済証、検査済証のいずれか（写し）
- 登記完了証、登記申請書、登記事項証明書、登記済証のいずれか（写し）
- 売買契約書、売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書）（写し）
- 未使用証明書

#### 【建築後使用されたことのある家屋】

- 登記完了証、登記申請書、登記事項証明書、登記済証のいずれか（写し）
- 売買契約書、売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書）（写し）

### (2) 追加書類

- ・ 家屋所在地への住民登録が済んでいない場合
  - 申立書
  - 住民票（写し）
  - 現在住んでいる家屋の処分方法がわかる書類
- ・ 特定認定長期優良住宅もしくは認定低炭素住宅の場合
  - 認定通知書（写し）
- ・ 抵当権設定登記の場合
  - 抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるもの（金銭消費貸借契約書、債務の保証契約書、登記原因証明情報 等）
- ・ 取得の日以前20年（構造により25年）を超える家屋の場合
  - 耐震基準適合証明書、住宅性能評価書 等の写し（家屋取得日前2年以内のもの）